

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)				(再回答欄)			(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)				
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
20800090	法科大学院統一適性試験実施主体に関する要望	<p>独立行政法人大学入試センター法 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十六号)</p> <p>(業務の範囲)第十二条第三項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を測定することを主たる目的として大学が共同して実施する試験に、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。</p> <p>二 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>三 大学に入学を志願する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>(1) 司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)においては、法科大学院の入学選抜については、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきであることや多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させることが提言されており、具体的には、法学部既修者であることとを問わず、全ての出願者に統一した適性試験(法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの)を課すこととされている。</p> <p>(2) この適性試験について、平成14年3月には、政府においても司法制度改革の実現に向けて、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手する旨を閣議決定したところであり、法科大学院については、平成16年4月の学生受入を目指して所要の措置を講じることとされ、同7月には、自民党の司法制度改革調査報告書において、「入学のための統一適性試験については、思考力や分析能力等を判定するため、そのような問題作成に習熟し、適切かつ全体的な成績評価及び結果分析を行い得る専門家を擁し、全国的に大規模な試験を継続的に実施することができる人的・物的資源を有する組織によって実施されるべき」とされたところである。</p> <p>(3) このような中、現在、法科大学院設立の構想を有する大学が自主的に参集し「法科大学院協会設立準備会」を組織し、法科大学院の入学選抜方法、教育内容・方法、教員研究の在り方などについて検討しており、去る平成15年2月12日に開催された同準備会総会において、法科大学院の適性試験の実施機関については、全国規模の共通試験を実施してきた経験と実績、及び当該試験が継続的かつ安定的に実施されることや問題作成の適切さや業務の公平性・公正性の観点から大学入試センターを実施機関として推薦するとの決定を見たところである。</p> <p>(4) これを受け、大学入試センターにおいては、法科大学院の適性試験の実施することとなるが、法科大学院が認可される前の平成15年度秋に実施されたこと、また、今後の法科大学院について中心的組織となる「法科大学院協会」は、現段階では「設立準備会」であることから、現行の大学入試センター法第12条第1項第2号に規定する調査研究の一環として実施することとした。</p>			<p>1. 法的根拠について 大学入試センターでは、従来から独立行政法人大学入試センター法(以下「法」という。)第12条第1項第2号の規定に基づき、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究として、適性試験等に関する調査研究を行ってきたところであり、今回実施される適性試験については法科大学院自体が設置される以前に行われるものであるとともに、我が国で初めて行われるという試験であることを踏まえ、法第12条第1項第2号に規定する調査研究業務の一環として今回の適性試験を実施することとしている。</p> <p>また、文部科学省としては、法科大学院協会設立準備会の推薦に基づき、大学入試センターの「独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)」について所要の変更を行ったところである。</p> <p>なお、学校教育法上、「大学には、大学院を置くことができる」とされており、大学院は大学に置かれる教育研究組織であることから、法令上、特段の定めがない限り「大学」には、「大学院」も含まれるものと解されている。</p> <p>2. 独立行政法人の趣旨及び民衆圧迫について (1) 法科大学院における適性試験は、司法制度改革審議会意見書においても指摘されているとおり、法科大学院における多様性の確保のため、入学選抜の一環として、すべての出願者について、法科大学院の履修の前提として要求される資質を試すものとして統一して実施されるべきものであり、公共上の見地から確実に実施されることが重要であると考えている。</p> <p>(2) また、適性試験は、民間の主体のみに委ねられた場合には中立性・公平性の観点から、適切かつ継続的に実施されるという保証は必ずしもなく、仮に適正に実施されない場合は、法科大学院の入学選抜に著しい影響を及ぼし、同意見書の主旨にも反することとなる。</p> <p>(3) さらに、とりわけ我が国において、適性試験に関する蓄積・経験が浅いことから、これから行おうとする法科大学院の適性試験が入学選抜のための重要な資料として真に活用されていくためには、適性試験の結果と法科大学院の入学後の成績との相関関係等について継続的な分析調査研究を実施するとともに、これを踏まえた適性試験自体の改善が一体となることが必要かつ重要なことであると考えている。大学入試センターは、従来から入試の問題作成に習熟し、適切かつ全体的な成績評価及び結果分析を行い得る専門家を擁し、全国的に大規模な試験を継続的に実施することができる人的・物的資源を有しており、このような観点からも、法科大学院協会設立準備会から大学入試センターが適性試験の実施母体として推薦されたところであり、</p> <p>(以下「その他」欄に続く)</p>			<p>1. 経済・金融の国際化や知的財産権等の専門的知見を要する紛争の増加に伴い、多様で質の高い法曹が必要とされているとともに、裁判の適正・迅速化のために法曹の量を大幅に拡充することが求められている中、平成11年7月から約2年間にわたる司法制度改革審議会での議論を経て、司法制度の人的基盤の確立を目的として、新たな法曹養成の中核的機関として、法科大学院が構想されたところ。</p> <p>2. この法科大学院制度については、「司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)」において、今後、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要が増大する中で、真に国民の期待と信頼に応える法曹を養成する新たな制度の中核として位置付けられており、司法試験を「点」のみによる選抜でなく、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度を構築するため、その中核として法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールとしての法科大学院の整備が求められている。</p> <p>3. また、平成14年3月には、政府においても司法制度改革の実現に向けて、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手する旨を閣議決定したところであり、法科大学院については、平成16年4月の学生受入を目指して所要の措置を講じることとされている。</p> <p>4. 大学入試センターは、大学入試センター試験を実施する機関として、従来から入試の問題作成に習熟し、適切かつ全体的な成績評価及び結果分析を行い得る専門家を擁し、全国的に大規模な試験を継続的に実施することができていることと位置付けられているものである。</p> <p>(2) 特に法科大学院の入学者については、法学部出身者だけではなく、多様な学生を入学させることが求められることとされている。法科大学院の入学者については、法学部出身者だけではなく、多様な学生を入学させることが求められることとされている。法科大学院の入学者については、法学部出身者だけではなく、多様な学生を入学させることが求められることとされている。</p>	<p>回答では大学入試センターが行うに当たっては適性試験に係る費用の全てについて受験料収入で賄うこととしており、別途の国費を投入して行うものではないとされているが、大学入試センターが既存の施設、設備及び人員等を活用して適性試験を実施することは、他の機関と比べて有利な競争条件で行われるおそれがあり、要望についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。</p>			<p>1. 学校教育法上、「大学には、大学院を置くことができる」とされており、大学院は大学に置かれる教育研究組織である。したがって、法令上、特段の定めがない限り、「大学」には「大学院」も含まれると解釈すべきものであり、大学入試センター法においても同様に解釈される。</p> <p>(1) 法科大学院の入学選抜においては、司法制度改革審議会意見書では、全ての出願者が適性試験を受けるべきとされている。(2) 本適性試験は、法科大学院の入学選抜の一環として行われているものであり、今後も継続して毎年度確実に、かつ中立性・公平性の立場から適切に実施されていかなければならないものである。(3) また、とりわけ我が国においては、適性試験に関する蓄積・経験が浅いことから、これから行おうとする法科大学院の適性試験が入学選抜のための重要な資料として真に活用されるためには適性試験の結果と法科大学院の入学後の成績との相関関係等について継続的な分析調査研究を実施するとともに、これを踏まえた適性試験自体の改善が一体となることが必要かつ重要である。(4) 民間の主体に委ねられた場合、適性試験の中立・公平かつ継続的な実施とともに、その結果の分析、調査研究、さらにはそれを踏まえた改善が一体となった業務が、毎年年度適切かつ円滑に行われる保証は必ずしもなく、実施が困難となる可能性も考えられる。</p> <p>その場合、法科大学院の入学選抜の円滑かつ適正な実施に著しい影響を及ぼし、ひいては法科大学院制度の根幹自体を揺るがしかねない状況になることも考えられる。(5) このような観点から、法科大学院の適性試験については「民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある」ものに該当すると考えられる。</p> <p>(1) 法科大学院の適性試験については、我が国初の試みであり、我が国における適性試験に関する蓄積・経験が浅いことから、十分な調査研究を踏まえた適性試験自体の改善が必ずしも必要かつ重要なことである。(2) 大学入試センターにおいては、適性試験の問題作成、実施、採点及び成績提供などの一連の業務について実証的研究を実施し、試験実施に伴う問題点を明らかにし、今後の適性試験の改善に資することとしたものである。(3) 調査研究の一環であるか否かは、試験の実施規模ではなく、その具体的な趣旨や性質等で判断するものであり、法科大学院の適性試験についても調査研究の一環として行うことは、何ら問題はないものと考えている。</p> <p>(以下次ページ)</p>	5061	5061010	(財)日弁連法務研究財団(理事長 新堂幸司)	1	法科大学院統一適性試験実施主体に関する要望		<p>独立行政法人大学入試センターによる法科大学院統一適性試験は来年度以降実施されるべきではない。(財団法人日弁連法務研究財団は、本年8月3日に第一回統一適性試験を実施することを予定し、既に受験要領を配布し、願書を受け付けているところである(本年6月27日締切)。これに対し、大学入試センターは、別途、統一適性試験を本年8月31日に実施することを予定しているが、センターによる当該試験の実施は、そもそも法令上以降実施されるべきではないと思料する。なお、本年度のセンターによる試験実施に関しては、既にその実施が公表されている現状に鑑み、当財団としても、あくまでも受験生及び大学側の混乱を避けるために実施やむなしとしているものであり、センターによる試験の実施を是認したものである。</p>	文部科学省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事項欄)																		
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等										
															(1)平成15年度に大学入試センターが行う法科大学院の適性試験に関する実証的調査研究に係る費用の全てについては、受験料収入で行うこととしており、別途国費を投入して行うものではない。(2)また、適性試験に関する収支については、本試験を8月31日に実施して間がなく、また、11月に実施する追試験も含めて一連の日程が終了するまでは確定することはできない。(3)なお、大学入試センターにおいては、従来から入学者選抜方法の改善のための研究費として「入学者選抜方法改善研究経費」を計上しており、その一環として、アメリカのSAT(大学進学適性試験)やMCAT(医科大学入学者選抜試験)などの研究分析や適性試験の在り方に関する調査研究を行っている。 (1)法科大学院の適性試験は、あくまで「法学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提」として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すものと位置付けられており、その法科大学院の入学者についても、法学部出身者だけではなく多様な学生を入学させることが求められている。(2)したがって、適性試験における問題作成への実務家法曹の関与については必ずしも必須ではなく、むしろ法曹実務や法学に関する知識に依存しない、様々な観点からの問題作成が行われるべきである。(3)このような観点から、大学入試センターにおいては、様々な専門分野や地域、作題経験等のバランスを考慮して問題作成の委員を委嘱するとともに、各法科大学院と協力して、適性試験の成績と法科大学院における成績等との相関関係を分析し、今後の問題作成にフィードバックすることとしている。																		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

		(回答欄)						(再検討要請欄)	(再回答欄)		(入室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市町村に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	入室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20800120	義務標準法に定められている加配教員制度の改善	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第7条第1項・第2項、第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第2条の2、第5条	義務標準法第7条第2項及び第15条において、指導方法の工夫改善や児童生徒支援など特定の教育目的を達成するため、法令で定める事情がある場合には教職員定数を加算することとしている。	C	加配教員は、指導方法の工夫改善や児童生徒支援など、法律に基づいて国の政策として取り組むべき特定の教育目的を達成するため、教職員定数を特例的に措置し、特定目的の教育の充実に資するためのものであり、このような加配教員を少人数の学級編制への活用などは認められない。 なお、加配措置は、義務標準法に規定するそれぞれの加配趣旨に照らし、個々の学校の意向を受けた都道府県からの要望を踏まえて行われており、また、都道府県からの申し出に基づいて加配の区分間の流用を行うことも可能であるなど、現行においても事実上都道府県の意向が幅広く反映される制度となっている。 また、地方の自由度を大幅に拡大する観点から、本年度より、加配制度の大括り化を図ったところであり、各都道府県が児童生徒の状況等に応じて柔軟に定数を活用することができるようになってきているところ。		回答では補助金の目的外使用に当たることから対応不可とされているが、要望内容は学級編制に必要な教員の数と加配教員の数の合計数を都道府県に定数配置することを求めており、学級編制に必要な教員の数と加配教員の数を分ける必要性を具体的に示されたい。 都道府県からの申し出に基づいて加配の区分間の流用を行うことが可能であるならば、解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	義務標準法における標準定数は、基礎定数と加配定数とにより構成されている。 すなわち、基礎定数は、学級規模等により機械的に算定されるものであり、一方、加配定数は、教育上特別の配慮を必要とする事情がある場合に特例的に、当該事情の解決を図るといった特定の教育目的の充実に資するため、措置しているものである。したがって、加配定数は、基礎定数とはその目的・趣旨を全く異にする一定の政策目的を国策として達成するための手段であることから、これらを一体的なものとして取り扱うことはできない。 また、各都道府県は、当該事情の有無を踏まえ、必要に応じて要請を行い、国は都道府県の意向を十分に踏まえた上で定数措置をしているところであり、都道府県の意向と異なる定数措置は行われておらず、そもそも区分間の流用の必要性が生じるものではない。 なお、当初の計画や事情の変更により、加配区分間の流用が特別に必要な場合には、その都度個別に都道府県からの要請を受け、必要な対応を行っているところである。この点については、毎年度の加配定数申請の際の意見聴取等を通じ、事務担当レベルの周知は図られているところであるが、引き続き所管事務担当者会議等の中で理解を促していくこととしたい。		標準法で定められる定数のうち、標準法第7条第1項に基づく基礎定数は、全国どのような学校においても一定水準の教育活動が行えるよう、学校規模等の指標となる学級数等により、必要と考えられる教職員定数を定めているものであり、客観的指標により機械的に算定することが可能であることから、法令にその基準が明記されているところである。ただし、標準法第7条第2項に基づく少人数指導等の指導方法の工夫改善のための定数については、定数改善計画の途上においては各都道府県の取り組み状況に応じて定められているが、最終的には全ての都道府県において同様の指導方法の改善ができるよう、概ね各都道府県の児童生徒数に応じて配分することとしている。 一方、標準法第15条に基づく加配定数は、通常の教育活動に加え、教育上特別の配慮が必要な児童生徒に対する指導を行う場合など、教育上特別の事情がある場合に特例的に、当該事情の解決を図るといった特定目的の充実に資するため、措置しているものであり、法令に規定されたそれぞれの加配の要件に基づき、都道府県教育委員会から、加配の必要な学校の実態、対象となる児童生徒数、予定している指導方法や指導時間などについて報告を受け、その内容等を踏まえつつ決定されるため、各都道府県の加配すべき事情の有無によって必然的に措置数のばらつきが生じる。 標準法で定められる教職員定数は、都道府県全体の総数として定められるものであり、具体的教職員配置については、市町村教育委員会の意見を聞いた上で都道府県教育委員会が定めることとしている。 基礎定数については、その活用方法について何らの制約もないが、加配定数は、標準法に規定するところにより国の教育施策として特定目的のために使用するものとされており、目的外に使用することはできない。定数措置した教育目的を達成するための教育活動が行われていれば、具体的にどのような教職員配置を行うかは、市町村教育委員会の意見を聞いた上、都道府県教育委員会に委ねられている。	5094	5094030	長野県	3	義務標準法に定められている加配教員制度の改善		加配教員については、その活用方法に制約があるため、法第7条第1項の学級編制に必要な数と加配教員の数を加えた合計数を、明確な算定式で都道府県に定数配置するようにし、教員の活用を弾力化する(加配制度を廃止し、標準法第7条第1項に必要な見直しを行う)。 もし、加配制度の廃止ができないようであれば、加配教員の都道府県への配分基準を明確化するとともに、区分間の流用や学級編制への活用を、都道府県の判断により、可能となるような制度とする。	文部科学省				

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0800130	市町村が独自に教科書を採択	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項、第13条第4項	都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域内について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に教科用図書採択地区を設定することとなっており、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。	c		採択地区の編成を市・町・村単位にすることに、町村は総じて規模が小さく、教育委員会の事務局体制や調査研究に当たる教員の確保など課題が多いため、現状では市群単位で採択地区を構成する現行制度が適当である。 なお、現行制度上、市・郡単位で採択地区を設定できるにもかかわらず、多くの都道府県教育委員会では、実際には複数の市・郡を併せたより広範な地域に採択地区を設定している。このような現状に「事務・事業の在り方に関する意見」(平成14年10月30日地方分権推進改革会議)や「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成14年12月閣議報告)では、都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意向等を踏まえ採択地区の適正規模化に向けて見直しを行うことが求められており、文部科学省においても、これらを踏まえ、各都道府県教育委員会等に指導を行っているところ。	回答では町村は総じて規模が小さく、教育委員会の事務局体制や調査研究に当たる教員の確保など課題が多いため、現行制度が適当であるとのことだが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第6号において、教科書その他の教材の取り扱いが町村を含め教育委員会の職務権限となっていることと現行制度の整合性を示されたい。 市町村教育委員会等の意向を踏まえ採択地区の適正化に向けた見直しを都道府県教育委員会等に指導を行っていることとされているが、採択地区の適正化の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		義務教育諸学校における教科書の採択については、学校設置者たる市町村教育委員会等に採択権限があるという前提のもとに、複数の市町村で構成される採択地区においては、採択権者たる市町村教育委員会が互いに協議して同一の教科書を採択することとされているものである(なお、協議の具体的方法については採択地区内の教育委員会の権限と責任に委ねられている)。都道府県等への指導については、既に平成14年8月に通知を発送したほか、15年4月にも都道府県教育委員会担当者向けの会議において改めて指導の徹底を図ったところであり、現在、これらを受けて各都道府県教育委員会において小規模化に向けた検討が開始されたところと考えられる。したがって、文部科学省としては、当面は、都道府県教育委員会の取組状況の把握に努めることとし、さらなる指導の必要性については、採択地区の設定が自治事務であることに留意し、今後の進捗状況を踏まえた上で改めて検討することとしたい。 に述べたとおり、今後の進捗状況を踏まえた上で、改めて検討することとしたい。	町村単位の教科書の採択地区の設定について、町村のニーズ等の把握し、検討することについて見解を示されたい。	b		町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化については、今後、町村のニーズ等を把握しつつ、引き続き検討する。	5095	5095010	鳥取県	1	市町村が独自に教科書を採択	201 202 203	単独町村での教科書採択ができないことを撤廃	文部科学省	
z0810010	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	国家公務員法第101条、人事院規則14-17、14-18	国立大学教員等のTLO及び研究成果活用企業の役員兼業については、人事院規則等に基づき原則勤務時間内に行うこととなっているが、平成15年4月からは、構造改革特別区域計画における特定事業に国立大学教員等のTLO及び研究成果活用企業の役員兼業が位置付けられた場合は、勤務時間内兼業を行うことができることとなった。	a		国立大学教員等の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、まずはその効果等の評価を見ることが必要と考えるが、平成16年度からは国立大学等が法人化することにより、全国で、各国立大学法人等の判断により勤務時間内兼業が可能となる。	回答では平成15年4月から特区では実施可能とされているが、要望内容は更なる産学連携を促進するために速やかにその全国展開を求めるものであり、16年4月からの国立大学法人化を待たずに全国展開することを検討されたい。	a		国立大学教員等の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)において、その実施状況を評価した上で、全国実施、特区限定、特例措置の廃止又は是正を決めるものとされたところであり、まずはその効果等の評価を見ることが筋と考える。	国立大学法人化に伴い、各国立大学法人の判断により、国立大学教員の勤務時間内役員兼業が可能になる旨、平成15年度中に周知することについて見解を示されたい。	a		平成16年4月1日の国立大学法人化後は、国立大学法人の判断・措置により勤務時間内兼業が可能となる旨、周知して参りたい。	5014	5014110	(社)関西経済連合会	11	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	201 202 203	国立大学において法人化を待たずに勤務時間内の兼業許可を全国的に実施する。	文部科学省【人事院】	